

香川地方最低賃金審議会

第4回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和7年8月18日（月）13：15～15：38		
開催場所	高松サンポート合同庁舎北館7階 702 会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	（1）香川県最低賃金額改正の審議について		
議事要旨			
主な審議事項			
（1）香川県最低賃金額改正の審議について			
労働者側委員	（1回目） +88 円、時間額 1,058 円を提示。 最低賃金引上げにかかる連合の中期目標（一般労働者の賃金中央値の 6 割水準を基に 2035 年度に 1,850 円と算出）を 10 年で達成できる金額とした。（1,850 円－970 円）÷10＝88 円 （2回目） +80 円、時間額 1,050 円を提示。 香川県の連合リビングウェイジの 1,130 円を 2 年で達成できる金額とした。（1,130 円－970 円）÷2＝80 円		
使用者側委員	（1回目） +43 円、時間額 1,013 円を提示。 連合の 2025 年春季生活闘争回答集計の賃上げ（月例賃金）の平均賃金方式 300 人未満計のうち、99 人以下の定昇相当込み賃上げ率 4.36％を現在の最低賃金額 970 円に乗じて少数点以下を切り上げて 1,013 円とした。		
公益委員	全会一致		